

令和2年3月2日

保護者 様

船橋市教育委員会 保健体育課

一斉臨時休業期間の給食費についてのお知らせ

保護者の皆様におかれましては、日頃より学校給食にご理解とご協力をいただきまして有り難うございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策のため、児童生徒の健康・安全と感染の拡大防止を第一に考え、船橋市立小学校、中学校及び特別支援学校を令和2年3月2日（月）から令和2年3月25日（水）まで臨時休業といたします。その期間の学校給食費につきましては、返金させていただきます。

今後、教育委員会保健体育課にて令和元年度末に最終的な精算を行い、令和2年4月以降に、現在の給食費引き落とし口座へ還付を行い、精算に関する書類につきましてはその後送付する予定であります。

つきましては、給食費引き落とし口座を解約する場合は、還付金の入金確認後に行ってくださいようお願いいたします。 お手数をおかけして申し訳ありませんが、ご対応よろしくをお願いいたします。

お問い合わせ保健体育課 給食費係

☎047(436)2418